

8 自動車交通環境対策の推進

提出先 国土交通省、環境省

【提案項目】

自動車交通環境対策を一層推進するため、次の措置を講じること。

- 1 最新規制適合車や低公害車への代替の促進に向けた事業者への支援等
最新規制適合車や低公害車への代替が着実に進むよう、引き続き事業者への支援を行うとともに、荷主が配送の際に低公害車の利用を求める仕組みを広く普及すること。
- 2 交通量・交通流対策の一層の推進
自動車から排出される大気汚染物質に係る環境基準の未達成地域における局地汚染対策として、交通量・交通流対策についての施策を一層推進すること。
- 3 ITSの整備拡充・活用推進
カーナビ等を通じて渋滞情報及び大気汚染物質の高濃度情報等を提供することにより、大気汚染に配慮した道路利用・自動車利用を促進するため、一般道も含めた高度道路交通システム（ITS）の整備拡充・活用推進に取り組むこと。

【提案理由等】

- 1 本県では、二酸化窒素（NO₂）と浮遊粒子状物質（SPM）の大気環境基準を安定的に確保するため、自動車NO_x・PM法に基づく新たな「総量削減計画」を策定し、平成25年4月から取組を開始したところであるが、計画の目標を達成するためには、旧型車両を最新規制適合車や低公害車に代替していくことが前提となっており、着実な代替が促進されるよう、事業者に対する支援を行う必要がある。
さらに、国や地方公共団体等が物品納入の際、低公害車の利用を求める仕組みがあるが、この考え方を広く荷主にも普及することで、一層の代替促進が期待できる。
- 2 新たな「総量削減計画」では、平成27年度までに、NO₂及びSPMに係る大気環境基準を達成することを目標としているが、交通量が集中している川崎市内の一部の地域では、依然としてNO₂の環境基準を一度も達成していない状況にある。
当該地域の自動車排出ガスを削減するためには、走行する車両をより環境影響の少ない他の道路に誘導することが有効であり、その施策として環境ロードプライシング割引が実施されているが、早期に環境基準を達成するには、一層の交通量・交通流対策を進める必要がある。
- 3 局地的な大気汚染が問題となっている中、当該地域を走行する運送事業者や荷主等による自主的な取組を促す手法が有効と考えられることから、高速道路を中心に整備が進められている高度道路交通システムの一般道における整備拡充、活用推進により、当該地域の走行回避等、大気汚染に配慮した道路利用・自動車利用を促進する必要がある。

(神奈川県担当課：環境農政局大気水質課)